

示せりこの胎兒の運動と其甚だ活發たり依てこの娘の父親タルステュー
 又住める衛生局長醫學博士プリュークス氏を招待し胎兒と共にこの腫
 物を取り除んとを乞へり然れどもこの醫師の之れを精密に検査して
 云らざる非常なる例に於ては腫物の内は在る子女が自然に生れ出
 るともあるべしとなり併てこの胎兒の現在るときその活發たる運動
 の其刻出席したる諸人一同手感を以て知了り抑醫者たるもの此の
 奇妙奇代の者を殺すとの道も背けり寧親切に保護して育成げずんば
 あるべからず併又彼の新たな産れたる女兒の己れが奇珍とき重荷も
 も拘りらずして異常に強壯にして容貌も美しく而して甚だ愉快げに乳
 を哺り○余の該の珍らしき誕生に付て千八百六十九年二月二十日
 のウエサーゼータンク新聞紙にて尙委しき話しを聞きこの新聞の
 ルステューの衛生局長醫學博士プリュークス氏の評を引證せり此評は

於て同氏の上に與へられたる報告中に含める事實の正確なりと公布
 せり同氏の二月一日該の兒子を検査する爲め幣れたり而して前
 に記せる如くに腫物の内に胎兒の運動を見又その手足等を手感し
 て知れり是れ明らか二重生ありしこの例たるや既に述べたる丈けの
 假令稀なるもの雖も他に同様の例しなきにあらざる是れより新聞
 の語をその儘用ひて著述者の語とば然るは新奇として從來未だ醫學
 史上に見ざる所のもの該女兒満期るまで母親の胎内に在りて今日
 享生へて居るのみならず腫物内の胎兒も亦産後十一日の中は漸次
 成長して手感よてその太さの増加るを知らるゝに至れり併此時腫物
 の長さ四インチ半(日本の凡そ三寸七分餘)その幅三インチ半(日本
 の凡そ二寸八分)而してそれ形は丈け高き梨子の如し頭の下は向て
 女兒は右側にあり體は左に横にあり○その後此は事情に付て余

が得たる所の尙詳細きと最も最近き報道のこの兒子の特別の請願に因りてダンズイックれ博物學社の前より召連れたり而して此所より此兒の母親の醫學に教示を受けんが爲め林的府に趣けりと云ふとまてに及べり

第五十章

右の問題に付て道徳上の關係

夫れ妻女の榮譽と人間境界の最も親愛しき交際(夫婦の交際)の幸福の余が將に今説き去りたる事實よりつきて判斷と別區を爲すとの適不適に關する余假しその一例を設けんは譬へば或る夫婦の止むとを得ずして己れが妻女が孕胎するや速彼れを離れて一年間も家に入らざる之れあり此間の際に彼れが妻女數日を隔て二人の子女を産むとあるべし然る時よ於て如此に夫と別れたる間よ此の妻女の男女の操を確に守りたるに能きたるや否やの疑問出來るとこれあらん○余雙

子に付て話せし時よ産と産の中間に數日或は數週間の時間を経るとあるに甚だ珍らしきとよならずと評せり而して只今妊娠中は再び孕胎するとい至極稀なりと云ふことを述べたり是れに由りて今假りよ設けたる例よ於いて想像するよ重ね産の多く雙子の成果なるべし故に妻女の操に對して不正なるとの何か他の証跡之れあるにあらざれば疑念だも起すとあるべからず此論たるや夫れ証據ありて疑はるゝの法律に所謂理由ある疑を受くるの被疑者の所有なりと云へる則言の如く是非なししかし無罪き一人が冤罪せらるよりの九十九人の罪人がその罪を通るゝを勝れりとする耶蘇教の本意の賛成を受く是れに由て術學及らばに人間と神の法律の教示の孰れも道理なき疑に對して將に危ふかりける人間の神聖なる權利と貴重なる實益を保護するとの符節を合すが如し加之ならず偶起の理論も亦斯る疑を許さざる

第五十一章 子女の母親の胎内にて啼くと能ふ乎
 子女の未だ子宮内に在る間、泣啼ぶを聴れたる例を確證し記録し載
 りこの例たるや規則外の甚だしきものなり通常の情態にては大氣の
 現在なきが故に胎内にて呼吸を爲し或は啼ぶと能き難きものと
 獨りこの事の起るの胞衣の破れて胎児の口が子宮の頸の又はその近
 傍より來りたる時もあるのみそれ勞力の既し始めて胎児が未だ子宮
 よりそれ頭を出さざる以前より大氣の子宮内より突入るを以て將に産れ
 出んとする前より啼くとを聴くは稀なるにあらざる
 第五十二章 胎児の男女を知るの説
 胎内に在る子女の性(男女)は從て妊娠女の太さと形ちと差異あるなり
 との乳婢同士の普通云ふとあれども實は然るや否を疑ひ推みるを

真とす或は一方の性の他の性よりいそは運動くとも於て一層働さ
 強しと云へる説も信とするは足らず去りながら婦人已れが固有の月
 の大約何時比より孕胎たる手を告ると能きならば胎児の男女を知る
 の充分に能くべき事なり若夫れ孕胎が月經の直後に起りしならばそ
 の胎児の女子にして若月經の直前より孕みたればそれこそ男兒なり
 又婦人分娩の期を算誤りて彼れが思ひ設けたる分娩の期を越ゆる時
 のその胎の通例男子より産れ出づるならん熟達の醫者の妊娠の終際の
 月よなれば或る場合に於て性(男女)の疑問を決定するを得べし即ち胎
 児の心臓の脈搏の男性より女性の方を一層頻なりとす嘗て經驗さ
 れたる二十八人の女胎児の脈撃の平均の數は一分時毎に百四十四な
 るとを發見されたり此の内最も少なき脈撃の數は百三十八なり又男
 胎児の二十二人の平均の脈撃の其數百二十よりして此の内最も少なきも

の百十二撃なり夫れ故に子宮内に在る兒子の心臓の脈撃が數へらるゝ時、妊娠の晩き月の中より慣手は醫者は耳にて之れを數ふるゝ容易きとなり一分時間百三十以上なればその兒の女子なり若し又其數百三十以下なればこの兒子の男あり是れに由て胎兒が何か病氣の爲めその心臓の倒さを障げられたる時、あられれば未だ産れ出でざる子女の性を屹度の密に預言ふとを得べし

第五十三章

胎内に双兒の在るや否やを知るの説

非常な腹の太さと及らびよその太さの増加のると通常より速なるが如き或る確としたる徴候の双子にてこれなき手と疑念を起さざるに至る時としては又直縦の割線を以て腹部を判然と二部分に分けるとあり或ひの兒子の運動が各脇も同時と感ぜらるゝと之れあり且又双子の妊娠は於ては朝病の一層苦しきと多し及らびよ妊娠中よ

起る他の諸の不快樂なるを増し加ふると多し然れども右等の徴候及らびよ症状の某例に於ては之れあると雖も必ずしも双子の確證と爲し難し如何とさればこれ等れ徴候の單子の妊娠にても見らるゝと之れあればあり爰に醫學者は一つ特別に誤なき徴候を知る此の徴候によりて婦人の双子を懐胎して在るや否やを極定むると能ふ諸之れを極むるの方法に余が前章に説きたる如く醫者をして胎兒の性を見極めしむる所のものと同事にして即ち聴くとの術これに術學上にての聴胸法と稱く復双子を知るも醫學者の助けとなる若夫れ腹の兩側よ二つの胎兒的の心臓の脈撃が聴るゝとに妊娠の性質双子あるとの明瞭あり

第五十四章

懐胎の時間

抑懐胎の通常の時間の如何なるもの乎殆んど各婦人此の問に答ふるゝ

九月なりと云ふを以て自から誤まらずと思考へりまかるよこの答へ
 の術學上の精密よかければいまだ充分ならざると云ふことを聞いて
 彼れ驚くことあるべし而してこれ答へに餘り不極として且へ誤まれ
 るなり夫れ曆の月と大陰の月とに大いなる差ひあり各大陰月の二十
 八日なるがゆゑよ大陰の九ヶ月の時限に二百五十二日なりとす之れ
 よ反りて曆の九月月の二月の月を算入れて二百七十三日なり今懐胎
 の平均時間二百八十日にして之れを詳に言へば四十周日即ち大陰
 の十ヶ月なり○最も手廣く取られたる經驗よ因れば妊娠は眞れ時間
 の概則四十週間即ち二百八十日なるを顯せるを以てこの時間の妊
 娠の差違なき時期ありと決定するのその當を失ふべき哉この問題た
 るや如何にも屢親族の名譽人々の權利及び時として一國の實益に此
 問題の答辨之上に關するるとあるが故に從來世々よ於て醫學者理學者

及び制法者の充分に注意て之れを研究むるを要するものと一方
 に造化の法律の確乎不變ものよして妊娠の時期の自前ら定極あり
 て決して早遅の變差あるとなしと信する人ありし今一方に分娩の
 期限なるもの或の知れざる或の未だ詳知せられざる種々の原因よ
 由りて大いよ遅速ならしめらるゝなりと執言する人ありぬ去りながら
 通常の妊娠時間とする二百八十日即ち四十周日の外よ延るとを證據
 立たる數多満足なる證據あり且又この事の人體の他の功用よ付て經
 験されざるものに對しても背乖くとなし夫れ生活の法則に關する推
 歩の中にその出現る時期にもせよ又の經續の時限もせよ全く差違
 なきもの一も之れあるとなし余が既に指示たるが如く成女となる
 の期も遅速せらるゝとある人々々の知る所なり余の後章よその都合
 を得て説んとする所の婦人の生活切の一變する時期も亦差違を免れ

す而して子女の萌齒る時期も時として奇妙な遅速する之れあるの母たる者は常々経験せる事件なり此の故に人體の功用に或る變違のあるとい種々他の自然の推歩に於ても屢々経験るゝ所にして全く身體の健康は從るものなるに胡爲に妊娠の推歩の常則を外れてその時限の經緯は差違を生ずるとならん哉且又人間以下の動物にて經驗し見るは妊娠時間の長短に拘りての造化も平等の法律を以て制せざるとの最も納得すべき證據を與ふ去れば牝牛の懷胎時間の通常婦人と全くなれ共この常則の期限を越ゆると六周日にして分娩すると例し少しも珍しきとあらず○余が今説論する條件の穿鑿は時と處ての大なる實益の關するあるがゆゑ其例として茲に千八百二十五年に英國政府の上院にて裁判せしガーツナー一家華族系續の裁判の訴訟を請誦せん

アイレン、レツ、ガーツナー氏と云へる人政府の

記録に己れが姓名を華族として記るされたと願出りこの人の華族ガーツナー氏の第二の妻女より産れたる子息なり然るに爰にまた一ノリ、フエントン、アイヤヂスと云へる人華族ガーツナー氏の最初の妻女にてその後離縁せられたる妻女より産れたれ共同氏の息子なりと云へる道理を構訟として此華族の系續の相續人なるを要求せり

この終りの者ヘンリー、フエントン、アイヤヂスの奸夫の子たることを確定せんが爲め醫學上及らびに道徳上の證據を持出されたり此の構訟せる奸夫の子の母親とするガーツナー氏の夫人ハ千八百二年一月の三十日に其夫に別れり之の夫ガーツナー氏の西印度に行くを以てなり而して同氏の明年の七月十一日までの復びその妻女を見るときなりし彼の正統不正統に付て疑はるゝ兒子の同年の十二月八日に産り是れよ由て該の兒子の情交の後三百十一日一月三十日より十二月八

日迄(まで)て産(う)められたる乎(か)否(な)らざれば百五十日(ひゃくごじゅうにち)七月十一日(しちがつじゅういちにち)より十二月八日(じふにがつはちにち)迄(まで)して産(う)められたるを以(もつ)て愈(い)々(いよいよ)華族(わかく)ガーツナー氏の子息(こゝろ)たるべき乎(か)否(な)らざる乎(か)を決定(けつぎ)すべき審(しん)判(はん)なき醫學(い)學(がく)上の吟味(ぎんみ)を持ち出(いだ)せり然(しか)るも該(こ)の兒(こ)の産(う)れ出(い)たる時(とき)に能(よ)く成長(せいじやう)してありし故(ゆゑ)に未熟(みじやく)の出産(しゅつさん)なりと牽強(きんきやう)を爲(な)すべき由(よし)なきを以(もつ)てこの兒(こ)の孕胎(はら)の是非(せいひ)とも一月三十日(いちげつさんじゅうにち)より日記(に)へざるを得(え)ず是(こ)れ又(また)由(よし)て醫學(い)學(がく)上の疑問(ぎんもん)の左(ひだり)の箇條(かんじょう)に縮(ちぢ)まれり即(すなは)ち「構言(こうごん)たる長延(ながのび)の懐胎(わくたい)三百十一日(さんびゃくじゅういちにち)の從來(じゆんらい)の經驗(たけみ)と符合(ふあひ)せるや否(な)ざる乎(か)」依(よ)り大貌(たいぼう)利頓(りだん)中屈指(ちゆうくつさし)の現術(げんじゆつ)産科(さんか)醫(い)の十六人(じふろくにん)此(こ)の論点(ろんてん)に付(つ)て吟味(ぎんみ)せられたり此(こ)の十六人(じふろくにん)の中(なか)十一人(じゅういちにん)自然(じぜん)の妊娠(はら)も構言(こうごん)たる此(こ)の妊夫(はらぶ)兒(こ)子の出(い)産(さん)を庇(か)ひもすべき時期(じき)まで長延(ながのび)くともあるべしと云(い)ふとを同意(どうい)せり然(さ)れどもガーツナーの夫人(おくがた)アイヤギス氏(うぢ)と云(い)へる人(ひと)との姦通(かんつう)を證明(あきらか)せし所(ところ)の道德(たうとく)上の證據(しやうこ)のみ以(もつ)て結局(けつくり)上院(じやういん)の該(こ)の華族(わかく)の稱號(せうごう)のガーツナー氏(うぢ)の第二(だいに)の妻(つま)女(ま)の産(う)みたる子息(こゝろ)に傳(つた)へばあらずと判決(はんけつ)せり

○爰(こゝ)に妊娠(はら)時間(じかん)の長延(ながのび)ると二百八十日(にひゃくはちじふにち)即(すなは)ち四十周日(しじふにち)を越(こ)るとありと云(い)ふとを荷(お)りも批難(ひたんだん)爲(な)し難(がた)き程(ほど)に確定(たてま)せざる能(よ)く經驗(たけみ)されたる事實(じじふ)を記録(まろく)し載(の)せ巴里斯(ぱりす)の博識(はくし)なる醫學(い)學(がく)博士(はくし)デソムニエ氏(うぢ)この例(たと)の事情(じじふ)を報告(はうこく)せり之(こ)の同府(どうふ)の産科(さんか)病院(びやういん)に於(お)いて同氏(どうし)の目撃(めがけ)し所(ところ)なり某(ある)一人(ひとり)の婦人(ふじん)既に三人(さんにん)の子(こ)女(むすめ)あり狂癪(きやうがく)なりしを以(もつ)て彼(か)れを診察(しんさつ)せる醫師(い)師(し)婦人(ふじん)が新(あらた)に妊娠(はら)すれば精(こゝろ)心(こゝろ)の力(ちから)を再定(さいてい)はともあるべしと思(お)考(が)り依(よ)り彼(か)れが夫(おとこ)の妻(つま)女(むすめ)を見訪(みま)ふ回(たひ)毎(ごと)に此(こ)の病院(びやういん)の簿帳(おぼろ)にそれ(それ)を記(お)さしむるを承諾(あやうたか)せり此(こ)の見訪(みま)ひ三月(みづき)毎(ごと)に僅(わずか)一回(いちど)なりし妊娠(はら)の徵證(あかし)が自然(じぜん)現(あら)るゝや速(い)や見訪(みま)ひを絶(た)てりこの婦人(ふじん)の孕胎(はら)後(のち)二百九十日(にひゃくきゅうじゅうにち)の間(あひだ)妊娠(はら)して居(を)り○米(あ)國(こく)費(ひ)府(ふ)の有名(ゆうめい)き故(こ)の大學(だいがく)教(きやう)師(し)チャールズ、ギール、メ、イ、グ、ス、氏(うぢ)の妊娠(はら)の時間(じかん)四百二十日(よひゃくにじゅうにち)即(すなは)ち六十周日(ろくにち)に迫(いた)るまで長延(ながのび)たる

一例を全く信用して出板せり醫學博士アトリー氏の各殆んど三百五十六日又及びたる二つの例を報告しエッヂンボルの大學教師マンパソン氏の彼れ自分に診察を爲したりとて妊娠時間の三百三十六日三百三十二日三百二十四日及らびは三百十九日又達したる各の例を記載りマブリンの一年四回醫學雜誌中は醫學博士ジョーイント氏の長延妊娠の一例を掲げり此の例の最も短き時間が三百十七日即ち平常の妊娠時間より大約六週間ながきを屹度證據立り醫學博士エルのシカゴ氏の妊娠の百六十の例中は三百日乃至三百十八日の時限も延びたる十一の例を見出せり○余流産の論題も付て論ずる時又或る婦人の妊娠とありて未だ四十週日を経ざる遙る以前も享生る子女を産むと之れあるなりと疑の影だまなき如く確證を以て熟練正實なる醫者の記載たる數例を著せり最近又蘇國エッヂンボルの教會も於て

フナルがスジャヤマイン法師の妻女が産みたる兒の婚姻後二十五週日以内に活て産れたるなれども正統の兒ありと判決せり○歐羅巴の最も開化たる國の一佛國の懐胎時間の極度は關りたる事實の見込も彼の那烈翁律の中は夫の旅行後又ハ死亡後三百日以内は産れたる子女或ハ婚姻後百八十日を経たる子女ハ正統ありと認めずんばあらずと云ふとを制定せり該の律ハ尙又三百日以上として産れたる子女ハ必ずしも不正統の子女として公布し難くして却てその正統なるや否ざるを争ゆると之れありと云ふとを掲ぐこの條件も付て蘇國の憲法の佛國の憲法に甚だ類似し

第五十五章 長延なる妊娠の原因

或る子女ハ九月までは未だ子宮をして己れを産出さしむるも要用なる成長を得ざるを以て十月或ハ十一月として産る、なりと或るハ

の主張せり夫れ平常の時期より永しく胎内^{はらのうち}に在りたる子女の必ず巨^{おほ}大^{おほ}くなくんばあらずと云ふとい世俗の説なりラベレイス氏のガ^ガンチニアと題せる彼れの著せる小説本の中^{うち}に此の標題と同じ名の著るしき巨人^{おほびと}のその母親ガ^ガメルと稱れたる人の胎内^{はらのうち}に十^{じゅう}一^{いち}ヶ月在りたりとして顯^{あら}はせるを以て彼の世俗の説を摸寫^{もくしやう}せり此兒子^{このこども}の産れ出たる時に十^{じゅう}人^{にん}の乳母^{ちちのめ}より哺乳^{ちちのち}し程に強壯^{きやうさう}なりし彼れ數百年の間享生^{あひだ}りて終に己れに等しき不^ふ思^し儀^ぎなる男兒^{をとこのこ}パンヤグル^{パンヤグル}ール^{ール}を生めり去^さりあが^あり如此の理論^{こじゆん}の眞目^{まじめ}より引受け難^{がた}し如何となれば九月以上胎内^{はらのうち}に之れありたる數多^{あまた}の子女を纒^まりて産れたる或る子女^{こども}お比^ひぶるお一際^{ひとへ}充分^{じゆうぶん}に成長^{せいぢやう}せるを見^みざればなり而して余が後章^{のちのくさう}より顯^{あら}はさんとするべく産子^{うまれこ}の大小^{だいにせう}の分娩^{ぶんべん}の難易^{なんい}に少しも關係^{くわんけい}するとなし夫れ長^{なが}延^{のび}の妊娠^{くわんご}の道德^{だうとく}上^{じやう}と性理^{せいり}上の感勢^{かんせい}より子宮^{しきう}の働^{はたら}き不足^{ふそく}

を生^{しやう}ずるに原^{もと}づけり常則^{じやうそく}よての規則^{きそく}正^{ただ}しき生涯^{せいぢやう}を爲^なし而してその身の性理^{せいり}上の法律^{おきて}この法律^{おきて}を指示^{しき}とこと余が目的^{めいてき}なり守^{まも}る婦人^{おんな}の通常^{じやうぐう}造化^{くわんざ}の記畫^{きが}れる時期^{じき}よて分娩^{ぶんべん}を爲^なすべし詳言^{じやうげん}へば孕胎^{はらみ}たる時よりして二百八十^{にひゃくはちじゅう}日^{にち}即ち四十^{しじゅう}周^{しゅう}日^{にち}を経^へて分娩^{ぶんべん}を爲^なすべきなり儲^{たくわ}へば事^{こと}たるや余をして左^{ひだり}の問題^{どひの問題}の思考^{しこう}を起^{おこ}さしむ

第五十六章 如何^{いかに}して勞力^{らうりき}の時期^{じき}を算^あふべき乎^や

從來^{これより}この目的^{めいてき}を以^{もつ}て數多^{あまた}の規則^{きそく}を設^たけられたりと雖^{いへ}ども余の最も滿^{まん}足^{じやく}として最も容易^{たやす}く施用^{しよん}する、唯^{ただ}二^につの規則^{きそく}を與^{あた}ふべし即ち余が與^{あた}へんとする規則^{きそく}のヘイデルボルグ^{ヘイデルボルグ}の有名^{なだか}な大學^{だいがく}教師^{けうし}チ^チン^ンレー^{レー}氏の告示^{こふし}するものよて今日^{こんにち}一般^{いぱん}に醫學^{いがく}の勸^{すす}め用^{もち}ふる所のものなりこの法^{おきて}たるや起算^{おこし}の点^{てん}の最後^{さいご}の月^{つき}經^{くわい}下^{くだ}り止^やむたる日^ひより算^あて往^{むか}ひ十二^{じふに}ヶ月^{げつ}即ち翌年^{あしたねん}の同じ月^{つき}日^{にち}の中^{うち}より三^{さん}ヶ月^{げつ}を除去^{じよき}り而して七^{なな}日^{にち}を加^{くわ}へて得^えた

る日ひが即ち勞力らうりきの始まる期日きじつに當る而して通常つうじょうは如く孕胎はらむとが最
 後あとに月經つきぎの直後ちかより起りしならば正しくこの日ひに孕胎はらせし時ときより二百
 八十日はちじふまじよなるを發見みいだすべし例たとへは最後の月經つきぎの止みたるの一月いちげつ十四日
 日かなりと假定かりにさだむべしこの日ひより往き十二个月じふにげつ即ち翌年よくねんの一月いちげつ十四日
 の中なかより三月みつぎを除き去れば同じ年の十月じふぐわつ十四日かに當る今いま之これは七日
 を加ふれば十月じふぐわつの二十一日にじふいちにち一月いちげつ十四日かより二百八十日ふひやくはちじふまじを待ち設けた
 る分娩ぶんべんの時ときとし得るこの計算さんすう法ほう方の信憑しんぽうを置くべきものよしして而し
 て孕胎はらとが月經つきぎの直前ちかか或あるの月經つきぎ中ちゆうより起りたる規則外きぎくはつれの場合ばあひに於る
 も唯ただ僅わずかの日數ひかずを誤あやまるのみ

第五十七章 妊娠中の攝生法

孕胎はらの始はじめより分娩ぶんべん時とき迄いたる時間かゝた身の健康けんかうを適當あたりにあに保護ほごすべき論題ろんだいの
 熟考じゆくかうを費つひやすに足たれり抑おさげ妊娠はらの情態ありさまの素もとより疾病やまひの情態ありさまもこれあら

ずと雖いへども萬一ばんいちこれよりして母子ははこの身みの上うへに或る病やまひを提起たてすとあら
 んを恐るゝが故ゆゑに一種いひつ特別とくべつなる注意ちういを要もとむ如何いかにとなれば新體あらたなるみ兒こ子せ
 の榮枯さかばかの今いま此この際ときにありと云ふとを必こゝろに記しめずんばあるべからず婦
 人にん茲こゝに至いたれば最早はやく獨立どくりつの身みにあらざ彼かれ既すでに母親ははなやたるの義務つとめに入れ
 り而して孕胎はらたる以上うへに未だ分娩ぶんべんを爲なさざるとい雖も既に母親ははなやとな
 れりその子女こどもの未だ産うまれ出いでずと雖もその胎内はらのうちに享生かがらへるを以て胎兒はらのこ
 の生命いのちの母親ははなやの生命いのちの一部分いぶぶんなり而して何なにも母親ははなやの身みの上うへに不
 注意ちういなるとあれば之これを失うしなふ程ほどに脆弱あやふきものとす夫れ胎兒はらのこの生命
 の危險あぶなきとい決して想像たそひやりもあらずすなはち流産なげれん及からひは死産あにさんの數多
 なるを以て之これを証まじすべし○母ははたる者ものの誰たれしも健全けんぜんにして體格たいかく好よく
 而して伶俐りりらうなる子女こどもを有もたんとを願ねがはざるのなし然るも子女こどもの幸福さいはひな
 る成長せいちょうを確たしかまする様ようもその身みの行狀ぎやうじやうを守る婦人かじんの幾いく僅わず少せうなる哉いか矮ち

軀不具及らびみ腦力の乏き子女が日々此の世界に紹介さるゝその故如何と尋ぬるゝ妊娠よりして體の情態が平常と異變れるを以て日常の生活を規則正しく爲すために平常よりの一層要用なる特別の方便を認識るとなると或の有罪ら之れを怠慢るがゆゑなり是以て余の懲罰を受くるとなしゝ破戒り難き法律を掲げ而してこの大切なる時限中の食物運動衣服その他一般母子を益するに第一とする行作を指示さんとす

第一 食物

妊娠中に用ふる食物の滋養物を澤山に食せずんばあらずと雖も月の早き間のその分量の平常より多かるべからず飲食するに過度に過るとの最も注意して用捨せずんばあらず食事の平常より比ぶればその期間を短縮かめて淡薄にして滋養あるものを食すべし脂濃き物硬粗な

る野菜物非常に鹹き食物及らびみ非常に甘味き物は屢その例にあらむものに於て若し口腹は適はざれば之れを避け扣へずんばあらず幼羊牛鳥の如き若き禽獸の肉及らびみ新鮮なる魚肉の健全にして大概胃の腑と和合するものなり能く熟したる菓實も亦益あるなり食物は成丈毎日常その品を易ふるを良と或る婦人の夜中或は早朝に食を食るとあり之れの乾蒸餅少しの牛乳か又ハ咖啡の一碗まで凌がるべし朝起る少しく前よ之れを用ふれば朝病の苦しきと雖も大概腹も治まるべし而して至極有難く覺ゆべし如何なる食物も又藥劑にても腹中を秘結し或ハ攪亂をものり禁せずんばあらず嗜味の規則として無難なる先導者にして口に適ふもの適宜に嗜むの善なるべし然るも不適當もして有害なる食品を至極恣に貪欲るとの素より抗禦はずんばあらず之が子供の時より當適又育成られたる婦人の斯

る貪りを經驗と稀なり茲に奇妙なる事實の時として妊娠中消化機
 關の大いなる變化で平常には最も消化し難き物が少しも妨げなく食せ
 らるゝのみならず却て益をなし然るゝ元來最も健全なる食物が却て
 害となり毒となるゝあり○妊娠の期期の進みに従ひ特は第六月目以
 後の食物の分量を増し而して一層實質物を食すべし此時より食事
 毎回は澤山食するよりの寧ろ一日の食事の度數を増すを良しとす
 第二 衣服
 妊娠中の衣服の緩快たるものを用ひ何部分も固く絞るやうなるとあ
 るべからずチンサンと云へる語の妊娠女を指して云ふ辭なるが根元
 の辭義の帶紐なしの意味なり詳言へば緩解くの意を有つ羅馬人の母
 の胎孕するや速や彼等が帶紐を取り除かせらるゝが掟なりとラネカ
 ルガス(スパーヌ)國の有名な製法者(の制定するスパーヌ)律の中は妊

娠女の幅の廣き衣服を着すんばあらずと云へる一條を掲げり是即ち
 造化の婦人の身を暫時貯蓄所と爲して置きたる所の貴重なる貨物兒
 子の自由な成長するを障礙げしめざるが爲なり腰窄具の適宜な工合
 にして妊娠の初の五六ヶ月の中のをを用ふるも妨げなしとすれども
 この時を過せば之れを全く取り除く手否らざれば甚だ緩りに着ざる
 べからず紐にて固く締付けたり又ハ鯨骨の編紐を用ひたりして妊娠
 を蔽秘すとの手術の孰れも咎めても尙咎め過し難し斯る偽りの婀娜
 あるとよりして母親の大いある苦痛は罹り子女は命を失ふ程の危難
 暴露する腰窄具の形ちの腹部の形ちの變る通りは摸取ずんばあるべ
 からず之れを以て乳頭を壓窄け或ハ膨脹んとする乳房を刺劇爲さぬ
 様よく注意せずんばあるべからず○衣服の分量は季節に従て調度
 せざるを得ずと雖も妊娠中の天氣の變化に大いなる犯され易きゆゑ

減少すよりの寧ろ増す方を長しとす月が進みたる時よりの布羅涅留
 の下股引を着ると特は緊要なり如何となれば衣服の緩やかなるが爲
 めは體の庇纏ひれざる部分に寒氣の障り易ければなり此の注意を怠
 るよりして時として子宮痙攣麻質斯と稱へる苦痛しき病を引起す
 とあり○足の膝節或は踵節の近隣を壓窄めるとを避けずんばあるべ
 からず妊娠の終際の月には特は之れを用捨すべしこの壓窄の靜脈の
 膨脹と結節とを生じ而して足部の膨脹と腫物とを生じ易し之れより
 して數多は婦人妊娠中膝となり又時として生涯跛となるとあり是
 れに由てガーターズ(脚部を纏ふもの)の固く締るとなかれ而してゲ
 ー(踵部を庇ふ靴の部分)の踵を確かりと押へるやうよりの爲さる
 を得ずと雖も餘りに固く爲さるるを長とびしは其の害甚なるを認む
 第三 運動

郊野に出で適宜に運動を爲すとの妊娠中孰をの時を問す適當なるも
 のにして健康に益あるものなりと雖も疲勞を引起すが程は決して
 運動を強くし或は長くするとなるを就中道遙の諸運動の中に於て最も
 善良なるものとす細工悪しき馬車の中或は凸凹なる道路を乗り行く
 と或は馬に乗ると并ぶは走馳ると舞躍すると及び重き物を揚げ運
 ぶと等能く注意して避けずんばあるべからず如何となれば之れよ
 りして脱腸劇しき出血及び流産を提起し易ければあり殊更は早際の
 月より非常な長き歩行及らびに舞躍することを恣にするべからず妊
 娠中の又旅行を爲すなられ萬一之れを爲すとも瀛車の旅行の斷然避
 けずんばあるべからず瀛車の震ひ動くと頭痛胃腸の病眩目を引起
 し而して未熟の産を起し易し總て此等の注意の特は最初の妊娠中の
 守らずんばあるべからず○諸卿等余の運動并に新鮮なる空氣を答む

は減少すよりの寧を増す方を良しとす月の進みたる時よりの布羅涅留
 の下股引を着ると特に緊要なり如何となれば衣服の緩やかなるが爲
 めに體の底纏ひれざる部分に寒氣の障り易ければなり此の注意を怠
 るよりして時として子宮痙攣質斯と稱へる苦痛しき病を引き起す
 とありの足の膝節或は踵節の近隣を壓窄めるとを避けざればあるべ
 からず妊娠の終際の月よは特に之れを用捨すべしこの壓窄の静脈の
 膨脹と結節とを生じ而して足部の膨脹と腫物とを生じ易し之れより
 して數多れ婦人妊娠中膝となり又時として生涯膝となるにあり是
 れに由てガーターズ(脚部を纏ふもの)の固く締るとなかれ而してゲ
 ー(踵部を庇ふ靴の部分)の踵を確かりと押へるやうよの爲さる
 を得ずと雖も餘りに固く爲さるるを良とび。此の注意を怠るは實に
 第三 運動

郊野に出で適宜に運動を爲すとの妊娠中執事の時を問す適當なるも
 のにして健康に益あるものなりと雖も疲勞を引起すは程は決して
 運動を強くし或は長くするとなるを就中逍遙の諸運動中にて最も
 善良なるものとす細工悪しき馬車の中或は西園なる道路を乗り行
 と或は馬に乗ると并少びは走馳ると舞躍すると及び重き物を揚げ運
 ぶと等能く注意して避けずんばあるべからず如何となれば之れよ
 りして脱腸劇しき出血及び流産を提起し易ければなり殊更な早際
 月よの非常な長き歩行及らびに舞躍することを恣まはまそべからず妊
 娠中の又旅行を爲すなれば萬一之れを爲すとも流産の旅行の斷然避
 けずんばあるべからず流産の震ひ動くとの頭痛胃腑の病眩目を引起
 し而して未熟の産を起し易し總て此等の注意の特に最初の妊娠中
 守らずんばあるべからず○諸卿等余の運動并に新鮮なる空氣を各々

るなりと誤解るとなかれ運動及らびに新鮮ある空氣の母子の爲も最大緊要なるも此れあり然れども運動の分量の世人の通情と婦人自身の感覺の差圖を以て規則立すんばあらず若し夫れ婦人毎日唯短距離を逍遙くを以て快よしと覺ゆるならばそれまで充分せり却て極りたる所まで強て往くとや又一の晝夜の間は幾時と極めて押して逍遙くやうなるを爲すべからず疲勞を覺ゆるや速や歩行とを止むべし儲又逍遙の度敷を少なくして長くするよりの寧ろ展して短のきを良とす而して逍遙く間の珍らしく面白き記憶を以て感想を満足せしむる所の同伴と耳目は觸るゝものとも因りて成丈け愉快く心を樂とまぢめずんばあらず怠惰は傾く念の凌ぎ戦かゝすんばあるべからず優柔しく活發する生活は母親及らびに胎兒の健康を保守する爲に最も良しとす最も強壯なる婦人と雖も妊娠中の平常の仕業及らびに職業を適度

は勉めるを肝要なり心經質及らびに柔弱なる婦人の家事或の交際の義務と遊樂を平常のとく勉むるの危険を免れ難し○妊娠は終りに近づけば妻女の己れが氣力を蓄へ置くと肝要あり長く直立して居たり又の屈膝で長く居るとあられ或はこの各の位置まで歌ひ嘯くとなる

第四 沐浴

從來沐浴することを常とせざる婦人の妊娠中よこの習ひしを始むるとなるれ而して如何ある場合に於けるも終際の月の間に餘程注意せすんばあるべからず儲沐浴するも全く體を洗湯は漬すよりの太陽温水を以て海綿にて體を拭ひ潔むるを良しとす脚湯の妊娠中何日は限らず危険きものなり海潮は浴るとの時として流産を引き起すとありと雖も海邊の空氣は逢ひ海水を汲み取て體を海綿にて拭ひ潔むるの良

きとなり聚雨浴機關にて夕雨のそく湯や水を注ぐもの無倫知れて
體は激し過るなを而して甚だ熱き湯の體を弛緩め過すものと心經
質の或る婦人の妊娠中時々夜間も微温湯の浴みの精心を鎮靜る感勢
を有つ殊に之れは妊娠の最初の月と最後の月と最も功能あり然るは
水脈質及らびは體の弛緩む癖ある婦人より沐浴の常は害あり

第五 空氣の流通

余既も妊娠中戶外の空氣の益あると付て語れり亦家内の居間及ら
びは寢間内にも大氣を新鮮に保つとに注意せざればあるべからず
之れは不斷す空氣を變換るとに因でばかり成功せるを得べし座敷毎
人の居ざる時間は夏なれば始終戸と窓を開放して置くべし而して
冬なれば一日に數回新鮮なる空氣を以て部屋々々を洗ひ潔むる爲ま
窓や戸を充分展開放すべし極く暑さと極く寒さとの等しく注意して

避けずんばあるべからず家の明るく太陽の光を拭くと肝要と肝腎
は若き植物の暗き所よて能く成長せざるが如く正しく卿等が子女
も又その母親も太陽の光りなしより繁榮えざるべし昔も人の毎家に
その屋上よりソーラーヤム即ち太陽の空氣浴を造りし程よこのこと
よ能く注意へり諸彼等の日々此所に出て薄き着衣よて太陽の直接の
光線よその身體を露せり

第六 睡眠

妊娠中の睡眠の分量を平常より多分お爲さずんばあるべからず夫れ
睡眠の妊娠の爲も母親の攪亂したる神経を鎮靜る感勢あり而して體
中の諸功用的睡眠も連れて靜穩にあるがゆゑに胎兒の成長を助くる
ものどほ或は夜中遊樂を勉め或は朝起し付て種々世俗口癖の格言を
固守るを以て睡眠も委ねたる時間を短縮むるとあるれば妊娠女の朝遅

くまで床中にあることを好むものあり備之れに妊娠中造化の他の進捗
 よ等しく軽々しく見なすべからず少くとも二十四時間八時間の
 床中に睡休むその益なしとし難し妊娠中の何時も限らず必らず睡
 ず番杯爲すとなれ〇鳥羽の寐疊の體を温熱すを以て不快寛なる上
 に危険きものなればこれ臥るを拾せすんばあるべからず如何
 とされば出血及らび疲勞する程は發汗を引起す原となればあり獸毛
 又ハ海綿を容たる臥疊を用ふるを良しと夜衾の餘り重かるべから
 ず綿衾よりの罩りなら毛氈を用ふべし如何なれば毛氈の方が一層輕
 きが上は體の蒸發氣を徹通せばさう臥疊と上夜衾ハ晝間能く空氣に
 暴さずんばあるべからず寐局ハ廣やのよしして能く空氣を流換しめ寢臺
 の周圍ハ帷幕を垂るゝとなかれ〇且晝間ハ時々休息すると緊要な
 り寐椅ハ一二時間の轉睡ハ妊娠中に甚だ氣力の養成となるべし備

此轉睡ハ妊娠の早き月の間ハ於てハ流産を防ぐの助けとなり又晩さ
 月の中に子宮の巨くなりたるより自然と發る所の苦痛を緩和するの
 助けとなるべし妊娠の終り近づくに従ひて婦人横臥せんとする時ハ
 呼吸を塞ぐとあるハ珍らしきとにあらす之れハ座蒲團又ハ西洋枕を
 以て背と肩とを支持へるとに因りて避ぐるを得べし或ハ又寐椅子
 を用ふるも可なり備之の寐椅子ハ能く造りて能く物まで覆ひたるも
 きにハ妊娠の最後の二三周日にハ夜中至極難有く覺ゆるも多し
 第七 精心
 閑静ふる精心ハ妊娠女ハ於て第一緊要なるものとす氣鬱たる取越し
 苦勞を決して促し起すべからず余が再三告げるが如く妊娠と勞力ハ
 病情にあふずして健全の推歩なるがゆゑに婦人各己れが妊娠と分娩
 ハ我身の健全なる基なりと思考へずんばあるべからず抑難産ハ甚だ

稀なるものなれば之れを懼るゝの愚なるもの恰も汽車の旅客が無難
 を謀て汽車に乗るゝを廢るゝ異ならず術學の婦人に命くるゝ母親と
 なるゝの悦びは逢ふゝの氣力を落すとなくして快樂が慕ふて之を冀
 ひ待つゝを以てす〇母親の精心は何事も限らず畏懼るゝとの惡果の
 プリユーターチ氏能くこれを例解せりこれ人の著せるパブリコラの
 傳記の中は嘗て妄迷なる畏懼が羅馬の市中は溢れたるその時期は妊娠
 せる婦人の盡く不満足なる子女を産み而して分娩の時も未熟なりと
 と云ふとを顯せり然るゝ余の既も母親の痕迹に付て論ずるとに於て
 胎兒の上も母親の心の感の勢力と及らびも母親の精心を衝動するの
 原因を避くるゝの緊要あるとを説たりし〇嚴しき學問并びも熱心で
 長延しき手業などの害あるが故も用捨せざんばあるべからず又數多
 の婦人他時に於ては氣持好くして少しも害もならざる香物が妊娠中

みのこれが爲にその心經を損ひ害するゝあり此故に臭惡しきもの
 無論身邊も近づけざるのみならず且又種々馨劇しき香物香水またり
 花は類にても香強きものを用捨すべし巨大なる匂花把の眩目感
 を起すと屢これあり或の時として暫時の氣絶を引起すとあり妊娠女
 の心經は他人の苦痛及らびに忌惡ふべき物戰慄とすべき物を見て自
 身及らびに子女も害もなる感とを至極受け易きと云ふとは誰人よ對
 しても銘肝に過ぎし難し妊娠女の何事もよらず彼れが心を攪亂す
 るものも近づかざる様も保護けて而してその心を慰め勵ますべき様も
 不斷深切に取扱われずんばあるべからず彼れ痛癢精心の移變り易き
 と氣鬱きたる物案じ杯の情態を現らすとわらば之れを嘲罵罵じると
 なくして道理と耐忍の調合を以て之れも抗戦ふべし又婦人の方には
 總て害もなる威勢を排斥けて而して諸不適當なる企望の成丈は速か

掃去りて己れが左右の者と和合することを勉強すんばあるべからず
彼れ自身よの損害を免るゝと雖も兒女の之れが爲よ苦しむとあると
云ふとを心よ記えすんばあるべからず且又彼れの自分の爲に自分の
身より尙貴重なる實益(子女)の守護人なるがゆゑ又慎ますんばあるべ
からず

第五十八章

妊娠中夫婦の接近

妻女妊娠中は平常あらば不快あるべき時よ當る時日の間の夫婦の交
りを抑えすんばあるべからずこの時間よ夫婦の交りの母親に害あり
而して子女の生命を危なく爲すものとす如何となれば之れが爲よ流
産を引起し易ければなり然るに平常月經の習慣の時期を避くれば妊
娠の全き時間中適度と注意とを以て行ふよ胡爲ぞ情慾を果すべから
ざる道理の少しも之れあるとなしえりし行狀のこの一般の路線に外

れて爰よ止むとを得ずこの行なひを慎しませすんばあるべからざる
事あり即ち最初の妊娠に流産したるときに第二の孕胎よても復ひ前
のとく流産の起らんとを豫防ぐ爲よ豫防法の盡く用ひずんばあら
ず此事たるや余の前章よ於て論じたる道理よ由てなり故よ如此に格
外の事情よ逢ふ時の妊娠の初めの六月の夫婦離々よ寝すんばあら
この時限を経過せば平常の交際よ復へるも妨げあるとなし儲流産を
爲せし時よこの凶變より一个月以内よ夫婦の接近を許すべから
ずこの差圖を遵守るゝ至極緊要あるとよしてこの差圖を怠り守らざ
るとの容易よ治療し難き劇しき子宮病の原因なると多し

第五十九章

健康上よ妊娠の效驗

余既よ妊娠の病氣の情態よあらずと評下する場合を得たり夫れ妊娠
の健全あるの證據たるのみならず尙又婦人妊娠の間限の之れが爲め

生理上の強壯を得るものとす規則として婦人妊娠中の何時よりも一層健康を覺ゆるものとしてこの時に傳染病及らびも其他の病も罹ると少く彼れが一生涯の中よて何時よりも此時又死すると少し而して彼れが總體質も亦妊娠中よ其感化を受くるがとし如何となれば妻女と母親の童身を守る婦人よ比ぶれば享生へると永ければなり夫れ婦人の心配せる生殖の舞臺に登りたる間の病氣の苦痛と危難も其身を暴すとこれなく而して造化の締べる此の大なる約束(婚姻と産を仕遂る婦人の強壯を増し享生の日を長うするを以て報賞すべしと造物主の妙巧に命令する所なり)〇常則を外れて妊娠中よ起る或る不順あり惜この事の追時余之を話述んとす然るも余の復て爰も概へて妊娠の情態の非常に健康なる情態なりと放言つなり尙之れより一層大いなるもの數多の例よ於て妊娠の豫ての持病を改良する感勢

を顯しその病勢を抑止め或ひに斷然と治愈するとの成果を來すとあり是を以て皮膚子宮卵巣及らびに腦髓と心經等の種々頑執き慢性病の妊娠中よ治ると屢これあり而して妊娠中又の分娩後よ明斷たる治療をなせば困難き子宮の變位も止めらるとあるの各醫の能く知る所あり〇然りながら妊娠の情態たるや衝動を起し而して諸種の記感をお大いよ受け易きものなりと云ふとを常よ心よ忘るべからず此の理由て生活の慣行を變るとの無餘儀がゆゑに妊娠中の攝生として余與へたる教示を守るとの最緊要なるがゆゑよ之を守ると失すとあし〇妻女たる人妊娠中に受け易き疾病の後よ婚姻の健康と題せる章よ説論せんとす

産居

第六十章 分娩の預備

産居の預備は、分娩の安全を確保し、母と子の健康を維持するために不可欠な要素である。本章では、分娩前の身体的・精神的準備、環境の整備、そして必要な知識の習得について詳しく説明する。

時として、妻女たる人自分より至極良きと思ひながら或る愚かなる預備を爲すとあり恐らくこの愚かなる用備の中に於て最も普く用られ而して最も誤なるもの、一つの陰部は檜欖油を施用ふるとあり即ちこれを用ふるの陰部の弛緩を容易くするが爲なを共決してその功能あるとなし去ながら爰に或る賢過ぎる預備のみならず爲ねばならぬ用意ありこの用意たるや各の妻女分娩は臨んで不愉快と危険を葛藤を防ぎ護るが爲よ之を詳知し之を施用ひずんばあるべからず○妊娠の終へ向へば特は乳房の状を能く注意すべし年若き母親が産居中は出逢ふ苦痛の中何な苦痛も爛れたる乳頭の痛みより堪忍び難きものこれあると稀なり此の困難にして屢治るも甚だ難き病の殆んど常に産居前の不注目に原けり妊娠の終際、時として乳房の膨脹は從ひて乳頭が縮込み又た平低なるとあり是れ即ち乳汁管に弾力の缺乏

なるのゆゑなり、此の失ちを療治爲んとして從來洗乳器一名ポピートキを施用ふるとを知られり然るも如此の療治の危険きものとは如何となれば之れが爲よ子宮の未熟収縮を衝起し而して流産を引き起すとあればなり之れを用ふるの代り、廣き縁と口を有る乳甲を求めずんばあるべからず此の乳甲は無難ものにして而して之れを臨月或は少しその以前より晝夜不絶し乳頭も着け置く時より乳頭を突出さしむるも奏功あり未だ嘗て一人も子女を産むる妻女の右の通ふ乳頭の沈み込みたる状が之れあるか否ざるやを分娩前は見極め而して若しこれあれば今示したる仕方を以てそれを改正する爲め、特別に注意めずんばあるべからず○儲又初妊娠は於ては乳頭を狂し固めると肝要なり即ち之れを爲すと左の如し時々乳頭を指と指との間を狭みて柔かみ摩擦り而して一日は二回宛沒藥丁幾の或は燒酎と水とを等分よ

混合たるもの唯少し明礬を加へたる水劑にて最終の六周日の間を
 れを涵し洗ふべし斯すれば乳頭の表面を児子の口を以て軋擦るよそ
 の感じを稀らぎ依て初産に於て如何も屢乳頭は痛みより起る所の
 苦難を免るべし○若夫れ乳頭が草苺木苺の如き状を以て粗らひな
 るる又ひ結節を有つときより滑らかなる表面を状すときよりひ層割
 裂るとこれあり易し如此なる形状のこれある時より左の法を施すべ
 し口徑の廣き礬の中は硫酸亞鉛の一ゲレーン(我一厘七毛餘)を薔薇花
 水の一ナンス(我八分三分三厘八毛餘)を溶解して一日は數回二三十分の
 間礬の口を乳頭の上に傾け宛て置くべし乳頭の痛が唯瑣少にして
 僅なる割裂あるときより蓬砂の洗藥水三ナンスは蓬砂三スケールア
 ルス(我三分四厘七毛餘)を溶解し而して虞里私林一ナンスを和たるも
 のの或ひ蓬砂蜜の或ひ阿仙藥幾丁のを以て乳頭を涵し而して腰綫具

の壓峯及らびは布羅涅留の胴衣の摩擦を防ぐと因て治愈るべし○
 分娩以前に乳頭は諸病を預じめ防ぎ又ひ治療すとい母親の快寛の爲
 に最も大切なることとす如何となれば産子に哺乳せる時に乳頭の痛を
 治療すとい屢不満足にして且甚だ劇しき苦痛を起し時として乳膿
 瘡を生ずるとあり○産床に入用なる衣服調度の或る品具あり之れに
 要求の時よまにあふ様に豫め用備せざればあるべからず○産母の平
 常の寢衣の代りに膚衣の上に着るべき短き上衣を用備し置べし又一
 の適宜なる細帯を備へ置くに肝要なり此の細帯は過粗からず過精
 ららざる厚き綿紗を以て造るべし即ち生綿紗の通例良品を以て第一
 とす之れを大約長さ一ヤード四分二我凡曲尺三尺七寸五分幅拾二
 インチ乃至十八インチ二インチの我凡八分三厘)として角違ひを裁つべ
 し素より體の大小に従て丈幅共差異これあり約て云へば二インチ幅

○産床の支度の分婉の時とその後、用ふるため、大約一ヤ一四角、縦横両方凡三尺の氷氣の徹通らざる織物に切れ油を抹きたる絹を最も清潔なりとす、通常卓子の上、敷油を抹きたる織物、又ハ、織物を一枚、古き敷木綿及らびに蒲團の敷、而して厚き床敷の一切れを豫備置べし、諸此等の品具を用ふるの方法、直、説明すなるべし、○小さき端の曲りたる鉄み一丁、産母の細帯を止むるに用ふる長さ一、二、三、半の太き止針と産兒の細帯、用ふる少し小き止針一包、醫者が赤子の臍の緒を結ぶ、用ふる良質布の紐、産兒を洗ふ、用ふる良き靴、粧石、鹼と組織織、外療海綿、刺劇を止むる散薬一箱、而して手巾の一群、と孰も分婉の時より數周日以前に求めて備へ置かす、んばあるべからず、此の諸具、臥臺の支度、産子の衣類、母親の細帯と一所、又して之れが爲、設けられたる籠の中に入れ置かす、んばあらず、然する時、あつても、然せずし

分婉の騒動、よて怒らく、此の諸道具を忽ちに集拾ると困難し、時、又臨んで、一々容易く確實に見出し得べし

第六十一章 分婉の近よる徴候

産居の來る前兆の最も早きも、れ、一、つ、分婉以前、大約二周日頃、又現る、是、印、ち、子宮の落沈なり、此時、至れば、大、概、子宮の頂が臍の上より臍の下に降り、而して腹の太さを減ず、胃腑と肺臟との壓窄を免れ、婦人の一層自由に呼吸を爲し、今迄、彼れを難ましめたる窮屈なる感じの消失、て、彼れ、自、ら、甚、く、寛快を覺ゆ、と言ふ、又、至る、此の、身、輕、き、浮、々、したる、感、覺、の、追、次、又、増、加、り、て、勞、力、を、始、む、る、前、の、二、三、日、の、彼、れ、運、動、の、量、を、増、ん、と、を、思、惟、ふ、の、程、に、甚、く、快、く、覺、ゆる、もの、と、す、素、より、これ、まで、數、人、の、子、女、を、産、み、た、る、母、の、こ、れ、徴、候、を、詳、知、せ、る、と、雖、も、初、産、の、妻、女、の、家、内、又、ハ、戸、外、に、於、て、不、當、な、勞、働、過、して、街、中、或、ハ、自、分、の、家、を、離、れ、た、る、時、に、勞、力

を引起すとあり是れより由て此の前徴を詳知すると最も大切なり。〇分娩の第二期の徴症に陰門外部の膨脹を増加すると粘液の涌出を加多するとなり。此の粘液の涌出は白帯下と等しき程に多量に注下りて襟を帯ぶる程に至ると之れあり然しこの症状の善兆にて即ち肩部の弛緩ある質を示して安産の約束ありとす。〇余か顯さんとす。第三期の前表に妊娠女の心状の變化なり。彼れ心痛不安心の感じを起し時として氣力の沈鬱を伴ひ來すとありこの内感の難める状態は特別なる例に於ては思惟克己ならびは宗教の爲に左右せらるゝとありて數日間續くとあり恐らく左の問題の出現を爲すまで迫るまで續くべし。

第六十二章 現實の勞力の症狀
此の容體の第一のもの一般に覽狀なり是を即ち今迄子宮の頸を充

塞し粘液栓の注下とて而して通例少しく血を帯て下れは恐らく此れより以前に痛みを始めこれより以後暫時の間痛みを忘るべし。此の痛みの斷間ありて最初に一時間或は半時間の挾間を置いて起り而してその特質たるや錐を捻込むが如し眞正の分娩の痛みの背より股に移りゆく様又覺えらるゝを以て偽價の痛みより區別らる偽價の痛みの背股にあらすして腹の部にあり眞正の痛みの挾間を置きて發し偽價のもの多少維持り而して眞正の痛みの追次よその挾間を短くしその劇しさを増加ふ然るは萬一眞偽の確なる質に於て疑ひしき例も逢ふ時を醫者を招かすんばあらず然れば即ち醫者の勞力が始りたるや否やを明瞭に決定し能ふなるべし。備又分娩の現は始りたるを指示す他の容體の大小便を頻り爲んと欲すると嘔吐の氣味又現れ吐出すと此吐出の産居の初期より起る善兆なり寒氣なし

お戦栗すると而して最後に水胞が破裂してその中の物の注下るとなり
り○將に今妻女たる人が入込たる産居の取捌は關る思考より押移らんと
とする以前より勞力の原因は付て二三言を發つて不當はあらざるべし

第六十三章 勞力の原因

期滿て分娩を爲すより産兒の大小或は強弱に少しも關係あるとなし
夫れ子女の己れの裂出を起すとよ於て主働者なりと云へる往古の理
論(著名き博物學者ブーフン氏この説を賛成せり)の今日となりては看
破れたる理論なり或人の胎兒の飢餓を覺ゆる様はなりたるを以て自
分子宮より離れ出んと争勉き始むるなりと執言り又或人の胎兒が一
回呼吸を覺えたるを以て呼吸を爲んがため此世は出來るとを成功
せんとして分娩を起すなりと意へり然ながら總て此諸俗例ある理論
の大人が斯様は塞圍みたる居所に閉籠られたる時又感ぜんとする同

じ感覺を胎兒が現は有つべきありと牽強らきたるものよしで満足な
る説はあらざるを以てこれの許諾され難し兒子の分娩の推歩を少し
も妨ぐるなくして子宮内は死するとあるの吾人能く知る所なり然れ
ば即ち此の事實耳よても胎兒の分娩を誘ひ起し或は之れを撻取しむ
るとよ於ては全く受方もなり而して如何考へても左様なるべしと
思ひぬる夫れ勞力の主とする原因の子宮而已は根せり此機關(子宮)の收
縮が爲す腹と横隔膜の筋肉の助を假りて痛を起し而して兒子を押し
出すものどす去りながら腹と横隔膜の力を假るとい必ずしも要用
ならざるの産母が死したる後にて兒子の産れ出るとあるを以て明瞭
よ證據だてらるなり如何となれば母親が死で三日の後に勞力が始ま
りて双子の産れ出たる例を記録し載らるればなり

第六十四章 勞力中の注意

余今假り分婉が始まりたると見做すべし此時に至れば産母の臥臺の用意を取り掛らすんばあらず産母の臥臺の左側は臥すべきのゆゑよこの場に臨んで支度すべきの左側にして決して他の側を注意ふよ及ばず之れを爲すよ臥臺の上衣敷木綿蒲團或はテラシグッド表袋を一枚々を剥ぎ欲ふときに容易く引き被せらるゝ様に奇麗な臥臺の右側の上は畳重ね置くべし永久の支度分婉後も取除のすおぐ具の下敷木綿臥臺の上敷きたる木綿と臥臺との間を置くべし余の前條に産居の豫備を付て説きたる節に求め置すんばあらずと教示たる軟かなる氷氣の徹らざる織物切を臥臺の直次も置くべし注下物も臥臺を穢すを確よ防ぐ爲めは其上端の殆んど下枕の下に敷く細長さの縁に至らしめ而して下の端の腰の水準より少くも一尺の距離に至らばあらず此上にブランケット敷木綿を敷て右の織物切

れと能く止針にて綴付くべし而してのち右の支度を爲すために一時右側は折曲げたる臥臺の下敷木綿を今の元の如く爲すべし該の永久の支度の在る上の所に下敷木綿の直上も奇麗な折半を爲したる敷木綿を取り折りたる端を足の方よしして敷平し而して之を變位ざる様にお止針にて綴付くべし産母が分婉を爲したる後に臥る下敷木綿の即ち是れなり備分婉の右の支度の上も取調へたる一時の支度の上もてすべきなりこの一時の支度と云ふは油を抹きたる織物切として永久の支度の下端を越えて廣がり右も云ふたる折半の敷木綿を上より庇ひ包み而して臥臺の左側を越えてその下側に垂れる様にすべし此の油織物の上も何よても柔らかみして氷氣を吸取る物を置き而して此上を折半にしたる敷木綿もて庇へばこれにて一時の支度の足れり如此支度をなせしうへん平常の寝具を調べて右の支度が入用なるま

でいそれを寝具にて庇し置くべし臥臺下の幕の手操揚げて置き而して床の上より床敷の切れを敷き置くべし臥臺の足板臥臺の裾の方より在りて風除と飾の爲めなり無きものか又之れあるも甚だ低くして産の時妨げまならざるものを用ふべし○産母の支度 或は折りたる敷木綿のみを裾衣として歩行の妨げまならざる様も腰の周圍も纏ふり或は又婦人の上絹半を袖を通さずして腰より足の端も届く様も着なすべし左した所で膚絹半の引き摺り揚て高く胸の周圍も折り纏すべし而して背の方の一々能く折目を付て之れを前面より引き出して止針にて縫付くべしこれに充分能く爲らんばあるべからず否ざれば分娩の済みさる後に之れを引下たる時濡りて穢りしこれあるべし未だ臥臺に就くことを要せざる以前勞力の初期の間に襪衣を着るも妨げなし然るに分娩の時來るや速や産母の一時の支度の上に己

れが左側を下として位地を占むべし彼れが上敷木綿を一枚庇せ彼れが頭へ彼れは體の能く前の方に屈るとか出來る様なる所に置きたる枕も持せ而して兩足の臥臺は柱も踏張るべしこの時一枚の敷木綿を捻て繩のとくも爲し臥臺の脚も結付耐痛の頂上も於る間産母に握らしむべし而して醫者の入用として拭巾豚脂並らびも分娩豫備の章も於て敷立たる所の缺紐細帶等を容れたる籠を手に有つて注意くべし○分娩の用備と取扱も開りて妻女たる人が知了せねばならぬ丈の余右も説き盡せりと雖も之れは醫者のその席に在る時となり如何となれば分娩の時より常も醫者の詰居ると肝要なる明瞭なればなり去りながら或る場合も於ては醫者が餘儀なく居合せずして勞力に全く彼色が來着以前も済むとあり斯様なる時臨んで産局に必要なる務めを仕遂るの先導として余二三の示諭を看護人にも與ふると

左の如し

第六十五章 看護人への示諭
 産居中のその部屋を静にすべし過数の人此内に入るとを許すべからず如何となれば多人数の空気を悪しく爲し而して會話を爲して産母の心をだて或り氣鬱せしめ彼を心を攪亂さしめ易きが故なり産児の頭が産れ出るや否や臍の緒を絞ひて頸を緩ひせぬかと直に見極めずんばあらず萬一頸を絞ておればそれを取り除くか又弛ゆるかすべし若此の注意を怠る時これを産児の生命を損ふとあり如何となれば輓近余自身に斯様なること出逢はなり之れに余が到着する二三分時以前に出産して見ればそれ頸の周圍は臍帯を繞るべく又直に面は大氣に入る様とすると呼吸するを妨ぐる事あるが故に口中に指を差し入れて何にても碍りを爲す物を取除くと而して母

の下物より頭を除て左側を下にして臥せしむべし臍の緒は赤子の啼聲を聴くまでの締ぶべからず緒その締方の左の如くなすべし紐の切れを臍帯の周圍は廻し臍より指三本幅の距離に重結に締ぶべし第二の紐切れを以て最初の所より一寸五分余距離を置いて締むべし此の時無心經なる赤子の指を缺みたり又の彼れを傷けざる様は注意すべし如何となれば不注意よりして一度ならず斯る誤ちを引起せしとこれあればなり産児が母親の體を離れたる時なれこれを受取る爲は温かある毛氈或は布羅涅留の切れを用意して置くべし小き新客(赤兒)を取扱はる時手より進み落して損害を爲さぬ無骨無得手ある人の甚だ能く此凶變を引起し易きもの爲め之れを防ぐ爲めは常は一方の手の指と食指の狭間を赤子の後頸を挟み而して他方の手より面股を覆むべし此の仕方にて赤

見を無難と持運味とを得たし斯様な毛鬚の中は包みたる赤子の無難
 ある所に運ぶべし決して腕持せのめる椅子の上は又運ぶべからず活
 らざれば或る小ぶこの椅子の既ぬ赤あるを知らず下置置をたこれ
 赤子の故なりは赤児の頭を覆ひ疵れ呼吸を止むるとの危難は少
 し遇逢せざる様は注意すべし
 第六十六章 産母への注意
 産母は少距離六ツツ乃至八ツツの臥
 胞衣が下りたる時此の産母を少距離六ツツ乃至八ツツの臥
 頭の方を挽ぎり上げて彼れが體の周圍に止針にて綴付たる木綿は臥
 臺の一時の度と共ぬ取除淨らかある敷木綿を折ぬ下敷敷
 洗ふべしその上は赤赤葡萄酒と氷とを等分和たるものを以て酒
 せば快くして且有益なり尚又熱湯にて數回も能く洗ひたる鶏鳴油

を内外に塗れば甚だ痛みを和らげ而して諸の刺劇を速かに止むるに
 功能あり總てこれ等のとを爲すに寒胃を防ぐが爲めは物を庇ひて
 すべし今此時に及べば以前に胸の周圍は針にて止め置たる綿半を元
 のとくは緩むべし而して産母は細帯を繞り用意を爲すべし此の細
 帯は膚は直付に爲すべし若し之れを適當く手奇麗に仕付たる時より
 至極難有覺ゆるなるべし右の細帯の造り方既に前條に與へたれば
 茲に疊言せず之れを用ふるよその丈の半分を折疊み而して産母
 をして左側を下し臥せしめ細帯の折疊みたる端を産母の左側の下は
 成丈奥に押込み而して折らざる端を腹の上に引延し然る上はて産母
 をして背よてゆきなり細帯の上は轉ひ乗らしめ而して折りたる端を
 拽き出さべし萬一腹は筋肉が甚だ弛み腰骨が突出れば洋手拭を三
 三箇其所に裝填むを要するとあり細帯の糸を決して用ふべからざる

がゆゑも最初も中央の所を一本の止針にて横に綴り付けてそれより上下
 を大約一寸の距離を置いて止針にて綴り付け又上の方へ滑り上る
 を防ぐ為め細帯の下部の確り固く爲すべし今此時はなれば産母
 の臥臺の永久の支度の上は引揚られて貰ふ様は用意をせしめて爲
 すみの母親の少しも力を用ふるを考ふるうへは下物を受る
 ためは拭巾を一枚決して折疊むとなすを唇の下は滑やの敷べし産
 母の左側を下に臥せるとを好むあらば彼の背後に一の洋枕を置けよ
 第六十四章 産兒への注意
 今此時に至れば赤兒を洗ひ而して衣類を着せし彼れを洗ひ始め
 ば以前に入用の品の盡く手近は備へ置けず九ばあるは赤兒を洗
 の道具と云ふの温水を一盥多量なる豚脂或ある他の脂肪石鹼繊維
 細き海綿及らびは褌衣綿半その他の衣類を容きたる籠より赤兒を洗

は先第一にその體を豚脂にて充分に擦るべし赤子の垢を取除け
 偏は右の仕方があり石鹼耳を用ふれば皮膚を刺す程に磨き
 れば垢を取り除く功なし産婆の豚脂を掌に握り取つてこれを手
 の掌にて擦込み格別は關節の屈筋に能く擦込ます九ばあるは
 一部分を塗る間は他の部分を被ひて兒子の寒胃を防ぐべし右の仕
 方にて赤兒が全く潔いになりたるらば石鹼や水の少しを用ふるな
 らば如何となれば豚脂を以て磨きめたる儘に置く方好皮膚を一
 層健全の形にすればなり而して水氣は蒸發せし赤子が寒胃
 なるべしこの時は赤子に眼は石鹼に入らざる様に注意すべし稚兒の
 洗ふべきの時原因の爲にこれに基けり右の洗方を終つた時は
 臍の緒を飾るべしこれに軟かなる綿紗を圓く断り中心に孔を

穿け乳飲油を塗る目的の赤子の腹が寒氣は胃がなご
 ぶに儲けの細帯を用ふる目的の赤子の腹が寒氣は胃がなご
 る様に護るとして臍の飾り位に保つが為なりて
 け根衣(即ち細帯)の質形及び丈幅の余前條に記す如
 前項にて止めずんばあらずしめ大抵三本に支度な
 第の乳を哺めしむべし斯様の親の乳を哺むるは三
 第一の乳の最上起る所の溢れ出る乳を哺むるは三
 任に甚だ溢れ易し乳の満過るを防止すべし若此爲ざれ
 激を防止すべし故に乳房の乳汁の満過るを防止すべし若此爲ざれ
 を防止すべし故に乳房の乳汁の満過るを防止すべし若此爲ざれ
 ぬに始めぬ乳房の乳汁の満過るを防止すべし若此爲ざれ

哺むべきものなり如何となれば下薬の功用を爲し肝臓の衝動を起し
 而して産出たる時に赤兒の腹中を充る所の泌方を腹中より下し淨む
 ればなり儲又最初の三三日の間の大概母親の乳にて赤兒を養ふは洗
 分なりとす母親の自分の好む通りは左なり若なり下し去り横になり
 而して已れお下し爲せる方の腕は赤兒を取るべし若乳頭が充分に伸
 出すして赤子の口にて含めるを能きざる時にてこの困難は勝つに
 葡萄酒は熱湯を詰めて之れを注射し而して後その襦の口を値に乳
 頭の上蓋すべし斯爲るとに因て襦が冷えるは從ひ縮洗める乳頭を
 膨脹らしむるは充分なる吸引功を起するべし然る後に襦を取除け
 その代りに赤兒に吸むべし萬一兒子が乳を吸ふとを嫌ふならば少
 し砂糖氷の又の砂糖を和したる乳汁を塗るべし
 第六十九章 分娩後母親への注意

糟の糜て右の茶を再び火懸けて十分時間沸騰すべし。○最初の一日を過せば産婦の食物の淡薄なれ共常々滋養ある品を用ひずんばわらず乳腺の開發、乳汁の製造及らび子宮の小さくなるは適當にそれが功用を成すに就きも滋養を増加ふるを要す。○分娩後第三四日を過れば産婦の衣服を取易へずんばあるべからず余の教示通り爲せしならば勞力中着たる衣服の穢れざるべし衣類を易へるより體を底しすゝ爲すとなかれ而して頭も洋枕より上せるとおかれ寢衣の兩腕を各挽脱ぎて體の下より引出すべし然る後編半の前面を弛し之れ頭を越して脱放すとなり難きが故に裾の方から脱除く様も産婦の足の方に引下げよ斯様も以前の衣服を脱たる上り彼れが腕を清潔なる編半の袖に通しそれから編半の胸を彼れが頭の上を越して臥臺より彼れが肩を持揚ぐるとなしよ之を挽下すべし其上より臥衣を同

様の仕方よて着易へさすべし。○臥臺の上敷木綿を易へるより他の寢具の下側よ沿ふて裾の方より引取り而してその代りよ清潔なる敷木綿を頭の方より引下げよ之れ敷木綿の裾の方の半分を折疊むと因て輒く成功らるゝなり楮又清潔なる下敷木綿を取易へるよりその一方の側を折疊て産婦が左側を下にして臥て居る下に押遣るべし而して所で彼れをして背よて寝轉を爲しむれば折疊みたるものを引伸ばと容易よ爲し得べし此教示の一吋譯のなき様も考へらるゝと雖も大切なるとあり元來之が目的とする所の産母が最初の一周間の纒か二三十分時なりこも床の中よ起坐ればその爲めよ大危難よ逢ふとあるを以てそれを防護るが爲あり。○下薬の分娩後第二三日の間猶更のと又その後といへども止むとを得ざるよあらざれば服用するとなれば産婦が充分氣持能くして腹中よ少しも痛みを有す頭痛もなくし

て萬事健なれば假令大便の通じこれなくとも其儘に捨置くべし萬
 一通じ薬を要するとあらば苦鹽酸苦土を服用すべしこの緩下薬の方
 が斯る場合も左しも服用ひ來りたる唐胡麻油よりの大い服ぶ
 てその奏功も於て少しも異なることありし
 第六十九章 苦痛を見るときは分娩を爲すの法
 勞力の劇痛を避け而して苦しむとなしよ子女を設けると能るや否
 る手抑此の問題たるや術學の賛成して答ふる所の問題なり醫術の即
 ち婦人が試験(産)の時臨んでその病床より「一」荒唐説は所謂地獄
 の川の名よしてこの水を呑とさの何事も全く忘却すの氷を持來ばな
 り近年又至り迷蒙水及らびは依曹兒の両薬の外科の治療はこれを用
 ひて奏功せると同様の功能の以て分娩の苦痛を減消する爲に用ひら
 れり此薬劑の施用の難産よて或る外科療治を用ひねば叶ぬ時あり

らざれば決して本心を失ないしむるまで強く用ひずして唯感覺を
 鈍くして苦痛の耐へらるゝが程の加減も用ふべし此使薬の斯様に用
 ひらるれば産兒を害するともなく亦勞力を遅延しめたり或の少しも
 母親の身を危難に暴らばともなし之れを適當に用ひたるに時に睡
 眠を催して氣力を爽りよ爲し疲れ弱りたる心經も働きを付け而して
 分娩を速かふらしむものとし○右の薬の必ず醫者の在居ざる時より
 用ふべからず如何となれば醫者ばかりこの薬劑を仕損なき様に用ふ
 るとを得ればなり勞力が自然よして容易く短かくして苦痛を極く忍
 ばるゝとに右の薬劑の不用なり然るも苦痛劇しくして分娩の遅
 延ある場合就中外科器械を用ひねば叶ぬ時に依曹兒と迷蒙水の
 二薬の價直すべからざるの功能あり
 第七十章 産床の死亡

妊娠の度、數に産居の危難を左右するものとは最初の勞力の死亡とそ
 の分娩後の産床熱よりして死ぬるとの總様その後の諸産に比較れば
 殆んど倍せり情文第九回目の勞力より後に至れば死亡の數は勞力の
 數より増えり故に數多の眷族を持つ婦人の第九回目以上
 の子女を産むがゆゑは一層大いなる危難を罹り易し○婦人の年齢の
 亦産居の死亡は關係をなせり産の爲に死ぬるとの最も稀なる齡は二
 半五歳前後なり此齡より上下は増減するも伴つて死亡も増減せり夫
 故に産居の最安全ある年齢は最懐易き年齢に當れり而して婦人孕
 胎の至期限中勞力の安全なるの孕胎易き時を安全なりとす而して孕
 胎と難き時の等しき産も難しきものとす是れより由て方今の統計の
 リストに下ル氏が發せし左の言の正確なることを證據立り未熟の婚姻
 の女性の身の上に特別で危険なり如何となれば進化の要求に先立が

ゆゑも斯る婚姻をなせる婦人の數多の大きいに分娩の苦痛を見また死
 するにありと然れば即ち二十歳乃至二十五歳の時限の産の難み最も
 少きものなるがゆゑと而して第九回目以後の勞力より以前の諸産の
 中にての最初の分娩こそ一層危きがゆゑに死亡最僅なる是れこの時
 期を撰んで人母たる義務の域に入ると緊切なりこの一條の余既し婚
 姻の年齢を付て説論するとよ於て指示しぬ○兒子の性男女の勞力の
 死亡に關係を爲す他の状態なりエッヂンホルグの大學教師シンプソン
 氏の死亡の多數の男子を産める婦人ありと云ふことを顯せり○又勞
 力の長短の産居の死亡もさしひきをなせり倍危命の産居る時間の
 長さも從て増すなり去りながら勞力の長短の分娩の爲に死亡の數因
 りば唯僅なる關係ありと云ふことを記憶せずんばあるべからず
 第七十一章 産兒の重量及びその身長

男女の両児共産れ出たる時、平均の重量は、大約七磅、我凡そ八百四十目なりとす。その中男児は平均の七磅と三分の二、我凡そ八百八十目、女児の平均は六磅と三分の二、我凡そ八百目あり。満期にして産れたる児が五磅、我凡そ六百目以下の重なる時の成長すると難くして、通例久しからずして死亡するものとす。○性男女の區別なく産落たるとき、平均の丈長の凡そ二十インチ、我凡そ曲一尺六寸六分、或は男児の方が女児より凡そ半インチ、我凡そ曲四分二厘程り長し。○産児の大小と母親の年齢との關係は、付て左の面白き結局を得らざり。満期で産れたる子女の平均の重さ、と長さを考ふるに、母親の年齢が二十五歳と満るまでの段々に増加す。依て母親の年齢二十五歳乃至二十九歳の間、産れたる子女の最も大いなり、三十歳以後は産れる子女のその太さ漸次減少す。而して初産の子女、他の子女より此ふれば、その重軽少なり。儲

又鳥類の最初の卵子のそれより次で産れる卵子より小とし。○米國西部諸州より於ては、産児の太さの統計表より顯はせる。歐羅巴諸國の産児は太さより大いなるが如し。加之、米國東部の諸州の産児よりも明らかく大いなるがとし。千八百六十八年のイリノイ州の公立醫學社の産科報告中に、左の事情を顯せり。同州クインシーに於て、同年中に男児六人産れしは、産出たる時の平均の目方の十三磅と四分の一、二磅の我凡そ百二十目にして、此中最も大いなる児は十七磅半なり。儲この最大なる児の器械、其他の助けを假らずして、勞力が始りたるより四時間として産出たり。此他に、西部の或る醫學雜誌の、最近の番號に去る二月中に、デトロイトに於て、目方十六磅長さ十四インチ半の體格好き兒子の出産を報告せり。この児を産みたる後、婦人の目方は僅か九十二磅なりと云へり。茲又英國の或る醫者は、鑷子(難産の節)と胎児を攫み出す

器械の助けを以て目方十七磅十二キンス我凡そ二貫八十目長二十四
インチある児を分娩せしめり右の諸例の從來記録中に有る最大なる
産児の確實なるものあり

第七十二章 労力の時間

自然の分娩の長さの二時間乃至十八時間の差異あるありと爲られり
去りながら苦痛の間歇する時間の長さのゆゑも最長き労力でさへも現
よ苦しむ難む時間の比較に甚だ短かきものとす就中最初の産のそれ
後の産より比らぶれば大いよ長し○子女の性の性力の長短に少しく感
勢を有てりダブリンの産科病院に醫學博士コリス氏の説に因れば
男児の分娩の女児の分娩に比ぶれば一時一分長しと偕又兒子の重さ
も労力の時間を増減す然れば即ち八磅以上の重さを有つ子女は八磅
以下の子女より分娩すると平均四時八分間長し

第七十三章 死産

倫敦の官立産科貧院に於て殆んど五万の分娩の統計表を見るに殆ど
百分の五の死産なり即ち二十七産毎よ一の死産の比例なり○死
産は女児よりは男児の方に多し余既よ男児の分娩は女児の分娩より
暇取り而して男子の産れて初めの二三年の中女子より死ると多し
と云ふ事實を説きたりし此の不幸の一連たるや生來男胎兒は女胎兒
よりその軀體の大いなるゆゑなりとせり

第七十四章 産後の不攝生

満期或の不滿期ても子女を分娩したる上の妊娠の爲る僅小なる月
數に於て斯る不思議なる比例に達したる子宮がその以前の太さに復
るとを始むるものなり偕この推歩の全く以前の通り復るもの少な
くとも勞力後六週間を要すこれ時限中の休息を旨とす過早く生業の

務めを平常の如き働さに復るときの原の太さよ子宮の復るとを遅延
 しめ或の箱止め而して此際の子宮は重みを有つがゆるよ右の如き勞
 働の婦人を子宮變位の大危難は暴す尙又勞働は餘り早く復りたるよ
 りして生ずる危難はこれのみならず子宮の表面組織及び裏面の
 粘膜の子宮が以前の太さは變り來るときは際て僅の風は暴せば忽ち
 瘀衝を起し安し抑子宮の瘀衝及び膿腫の最も惡症の斯様なる不始末
 より起るまた寐起に氣分惡しきと羸弱の長延と苦痛及らびは餘計な
 る下物の分娩後の不攝生に付層々懲罰中の最輕きものとす下等社會
 の強働さを爲す婦人等の産後幾日にして日常の務めは復るも懲罰な
 しと想像なすは是れ誤りなり然れば即ち子宮の脱下その他傾轉も
 付て最も苦しみ難む婦人の如何なる者ぞと問ふに貧寒の故は分娩後
 第九日目よの止むを得ず床を離れ重き子宮を抱へて一日は數時の間

起立たり歩行きたりして體を直立に爲して居る所の婦人なり貧人を
 多く取扱ふたる各醫の子宮病は至極屢出逢ふとを評して曰く子宮病
 の貧人社會は如何にも普通産後の休息を怠たるゆゑなりと若夫れ強
 働の生活は慣れたる強壯の婦人は於ても確るは斯様なるとこれあら
 ば鄭重は育成られたる婦人の右の原因よりして苦しむと幾程の多
 るべし如何となれば鄭重は育てられたる婦人の體の從來恐らくは既
 ん損ひ害りて少しある有害の感勢も耐へ難ければなり○産母の分
 娩後少なくも二週日の臥臺の中は居らすんばあらず而して一ヶ月以
 内よの決して我家務めは復るべからず且又儂麻質斯は罹らざる様よ
 自身を寒氣は暴さぬとに甚だ注意せざんばあるべからず此時よの特
 ん儂麻質斯は罹り易ければなり若し余が此の教示を一般に守るなら
 ば婦女子固有の病を職とする醫者を要すると少なくて吾人の家内

に羸弱者も一層僅少かるべし

第七十五章

分娩後體の形ちを守る事

此の事たるや數多の婦人が大いよ心痛する條件なり而して弛緩て垂下りたる腹の動作の恰好と外面の均合を崩すのみならず且其身よどり必らず不便なるが故に右の心痛を起すも當然なるとなり○之れを避けんとせば過早く産床を離れざる様宜しく注意せよんばあらず産後腹壁が甚だ弛緩てあるふらば二周乃至三日の間臥臺を離るべからず毎日酒精と氷を和合せたるものを以て柔らるゝと摩擦は腹の筋肉を強くあすなり去りながら腹の形ちを平素に復すとの最も緊要なる點の數月間能く密接ける細帯を纏ふより儲この細帯の手拭を體に纏ふて針にて止め置くやうなるを爲すとして隅角に裁ちたる強き布を以て腹れ形ち又密着すれども不快寛なる壓窄を爲さる様

よ造りたる胸巻を用ふべし此の細帯の雛形の余既よ前章に説示しぬ

二四八丁	八	廿	(廿四)	(廿四)
一八一丁	十二	廿	(廿八)	(廿八)
一四六丁	一	廿	(廿六)	(廿六)
八一丁	十二	廿	(廿四)	(廿四)
八〇丁	十	廿	(廿二)	(廿二)
六六丁	正	廿	(廿〇)	(廿〇)
六六丁	二	廿	(廿一)	(廿一)
六四丁	一	廿	(廿〇)	(廿〇)
正〇丁	一	廿	(廿〇)	(廿〇)
四八丁	十二	廿	(廿四)	(廿四)
一一丁	十一	廿	(廿二)	(廿二)
一丁	十二	廿	(廿四)	(廿四)
五丁	八	廿	(廿二)	(廿二)
五丁	八	廿	(廿二)	(廿二)

明治十一年二月十六日版權免許

定價金壹圓

同 同年六月 出版

翻譯兼出版人

山口縣士族

堀 誠太郎

東京第貳大區四小區
西久保巴町卅四番地

賣捌所

芝柴井町三十番地

松井忠兵衛

家號 土屋

芝口壹町目四番地

牧野善兵衛

全 和泉屋

全 國 總 行 設 於 北 京

總 行 設 於 北 京

分 行 設 於 各 大 中 城 市

分 行 設 於 各 大 中 城 市

支 行 設 於 各 縣 城 鎮

本 行 承 辦 各 項 銀 行 業 務

本 行 承 辦 各 項 銀 行 業 務

本 行 承 辦 各 項 銀 行 業 務

本 行 承 辦 各 項 銀 行 業 務

本 行 承 辦 各 項 銀 行 業 務

東 京 圖 書 館

新 門 一 七 函

三 部 四 架

類 六 〇 三 一 號

